

問題Ⅰ

(1) 衆議院の解散の定義、解散権の根拠を問う問題である。衆議院の解散とは、衆議院議員の任期満了前に議員の資格を失わせる行為である。日本国憲法には69条において内閣不信任決議に基づく解散が挙げられているが、実務上、天皇の国事行為の一つとして衆議院の解散を挙げる7条3号に基づいて行われることが多い。学説も激しく対立している論点であり、それらを踏まえて、解散権の根拠について説明することが求められる。

(2) 行政法総論上の基本事項である「行政の行為形式」のうちの「行政行為（行政処分）」と「行政指導」についての理解度を問う問題である。両者の概念をそれぞれ説明した上で、法律の根拠の要否、法的規制（実体的規制、手続的規制）の内容、行政救済の手段などについて、両者の異同を論じることが求められる。

問題Ⅱ

文部科学省の教科書検定の合憲性について問う問題である。とりわけ憲法21条1項の検閲の概念（最大判1984年〔昭和59年〕12月12日民集38巻12号1308頁）を説明した上で、教科書検定の検閲該当性について論じることが求められる。最高裁（最判1993年〔平成5年〕3月16日民集47巻5号3483頁）は、教科書検定が検閲に該当しないと判断しているが、Xの立場からは検閲に該当するなどとして違憲の主張をすることが必要となる。

またXの教科書執筆者としての表現の自由（学問の自由）、教育権の所在（国民の教育権か国家の教育権か）など、多角的に論じるとなおよい。判例では高校の日本史（家永教科書訴訟）や現代社会の教科書が問題となったが、本問では高校の新しい科目である公共であり、科目の性質なども考慮し、事案に即して検討することも重要である。

問題Ⅲ

行政法総論上の基本事項である「行政行為（行政処分）の職権取消」についての理解度を問う問題である。東京高判2019年（令和元年）7月24日判タ1469号62頁を参考にして作問した。Yによる本件支給決定の取消しが、行政行為（行政処分）の職権取消に該当することを前提として、法律の根拠の要否、職権取消の許否の判断枠組みなどについて論じた上で、本件の事案のもとで本件支給決定の職権取消が許されるかどうかについて、被災者生活再建支援法の趣旨をも踏まえて検討することが求められる。